風姿花伝』神儀篇の成立経緯と著述の意図

「申楽」命名説を軸として

重 田 2 5

ける来歴 神儀篇 属に至るまでを説いた伝書である。 話題の面から言えば、 儀・奥義の五篇から構成されている。そのうち本稿のテーマとする が編纂した能楽伝書『風姿花伝』は、 中世後期初頭の能役者である世阿弥(一三六四―一四三六以降) (以下書名を冠せず「神儀篇」と略称する)は、 世阿弥当時の近畿各地における主な猿楽の座の構成・所 猿楽の神代・仏在所の起源から日本古代にお 同篇の性格は、 年来稽古・物学・問答・神 能役者の藝や催 その提示する

序

しの在りかたを説いた同書の他篇、

及び同書と成立のうえで密接な

しかし、

神儀篇の性格を見きわめる基礎となるはずの同篇の文献

史実、 氏は、 きた。従来の神儀篇を活用した研究も、 民俗学的研究の資料とするものが大半を占めてきた。 楽の由緒来歴説の個々の内容に注目し、 の「伝説」「縁起説」「猿楽史」を記述した伝書であると認識され であると概説する。このように、神儀篇は猿楽(または大和猿楽) 説の記述」であり「能楽論といふべきものではない」と述べ、表章 ることが多い。たとえば能勢朝次氏は、 関係にある『花伝』花修篇・別紙口伝とは趣が異なるととらえられ 「独立した猿楽縁起説」であり、内容も文体も他篇とは異質 説話の伝承史を推測する藝能史研究・説話史研究、 そこから能楽や関連藝能の そこに綴り合わせられた猿 「猿楽者流の家に伝はる伝 もしくは

い る が^{[2} 学的 個々の具体的な考証も行われていない。また、表氏は神儀篇の成立 知識 図的変形が行われた可能性があるとの指摘である。 があり、それらの学識を有する知識人が世阿弥に協力したのではな 『賢愚経』 関する推測が かったことも遠因している。 る右のような同篇の著者や性格の問題についての考証が十分ではな を応永二十五年 て、 ととなる。しかし、 藝能史・説話史等諸研究に際しての資料的位置付けにもかかわるこ 同篇の性格把握を左右する問題を提起することとなり、 は猿楽の既成の伝承を素朴に叙述しただけの伝書かどうかという、 同篇著述の際に知識人の力を借りて「伝承」 いかとの表章氏の推測が示されている。この表氏説は、 周 れまでの研究によれば、 断定」 、辺の猿楽関連伝承であったと見られるものがある一方、 表氏自身とくに言及しておらず、 研究は、 人の関与の当否や古典籍の内容が取り込まれた経緯に関する せず、 それは 所収説話、 行われてきたものの、 著者が世阿弥自身かどうかを問題とした論や、 「遠慮した結論」としてその積極的な主張を躊躇して (一四一八) 後述する直接の理由以外に、 このように新たな問題が提起されることについ 『本朝文粋』「辨散楽」 その由緒来歴説のなかには明らかに世阿弥 以後の可能性が強いと述べながらも したがって、 いまだに十分とは言えない。 またこれらの問題について、 これらの問題について 等に由来するとする説 の創作や既成の説の意 成立の問題と連鎖す つまり、 換言すれば 右に述べた 記紀や 成立に 神儀篇

上げて論じたい。なお、このような本稿の性質上、関連する複数の著者、成立時期、由緒来歴説の性格等、これらの問題の一端を取りそこで本稿では、表氏の推測が成り立つかどうかを含め、神儀篇のあらためて具体的な考証・考察を行うことが有用であると考える。

表氏説に多々言及することとなろう。

楽_) 拠の一端を明らかにしたい 要な鍵を握るのではないかと筆者も考える。 にあたって眼目となった説でもあり、 述した表章氏による神儀篇の著述に知識人の協力があったとの推 の説が全体の要となっていることには疑問の余地がない。 的な「猿楽」の表記は本来的ではない)と説くものである。 「さるがく」と命名し、 べき説に、とくに注目したい。 「申楽」命名説を全体の軸として、 またそれにあたり、 の由緒来歴を何らかの観点から叙述する神儀篇において、 神儀篇第三条に見える「申楽」命名説という それは 「申楽」と表記すべきである(一般 この説は、上宮太子がこの藝能を 神儀篇の成立やこの説自体の 上記の問題を考える際に、 したがって、 猿楽 また、 本稿では (「申 上 ے 重 測

一篇に位置付けたのが世阿弥であることは動かない。しかも神儀篇同篇の著者の問題が提起されているにせよ、それを『風姿花伝』のがあらわれた著述として読む試みは、成り立たないものであろうか「猿楽史」などと言われることが多かったが、それを世阿弥の思想また先に述べたように、従来神儀篇の性格は「伝説」「縁起説」

ける役割の問題についても再考したい

らえる可能性がないかを考え、その著述の意図や の論や主張として、 文脈の読解を試みたい。 びつけられ、 個々の説が、 ているのかという点に着目する。 たがって本稿では、 ではなかろうか。その点に注意するならば、 出される新奇性や独自の発想とは相当にかけ離れていると言うべき 当てはまるとすれば、 の著述目的として、 として、神儀篇の性格そのものを一から見直す余地が生じよう。 その由緒来歴説をまとめて叙述したとする見かたが仮に 最終的には何を説くことへと向かっているのかという。 何のために取り上げられ、どのように相互に並び、 すなわち字義どおりの藝道論 猿楽 神儀篇に一篇を貫くどのような意図がはたらい その性格は、『花伝』『風姿花伝』の他篇に見 本稿ではこのように、 (「申楽」) すなわち、 への比較的素朴な矜恃 同篇の由緒来歴を示す 世阿弥が関与した 神儀篇を世阿弥独自 『風姿花伝』に 能楽論としてと . や神 聖 一篇 L 結 視

としての意味 成立時期やその著者、 第 なお、 7四節)、 これらの問題を考える手順として、 それを踏まえて、 著述の意図について考察する 説の形成について考証・ 後半に同篇の主旨や能楽論 本稿前半では神儀篇の (第五節 推測を行い -第七節 · 藝 第 道 論 節

> 神儀篇 の成立時 期 「申楽」 表記は応永二十五年以後か

討し、 いのは、 論を断定せず躊躇している。したがつて本節では、 可能性の指摘である。 この表氏説の根拠は、 神儀篇の成立時期について、 その指摘が成り立つかどうかを検証したい。 序に触れた、 ただしそこに述べたように、 表章氏による応永二十五年以後に著述され 序に述べた第三条の「申楽」 具体的に論じた唯 一の説と言ってよ この表氏説を検 表氏は、 命名説、 すな

<u>る</u>。 わち次の一節と深くかかわつている(以下この説をそのように称す

条第四段 しん殿にてこれを懃ず。 六十六番の面を御作にて、 に任て、六十六番の物まねを彼河勝に 上宮太子、天下すこしさはりありし時、 天下おさまり、 即河勝にあたへたまふ。 おほせて、 国しづかなり。 神代・仏在所の吉例 橘の大裏し おなじく 第三

神楽をわくればなり。 のけて、つくりをのこし給ふ。 上宮太子、末代の為、 「申楽」と名付。 [第三条第五段] 則 神楽なりしを、 たのしみを申によりてなり。 これ、 日よみの 神 といふ字の片を 「申」なるがゆ 又は

とから、表氏は、 世阿弥が一般の とから、 するのに対し、 代後半以降に完成したと表氏が推定する現存本『風姿花伝』には つ頃かという問題を提起し、 文献には、この類の説や「申楽」と表記する史料が見当たらないこ の名称由来説である。 猿楽が を採って 上宮太子が はすべて仮名書きであり く」を「申楽」と表記すべきであるとする点にあり、 「申楽」表記の例が多く、 「さるがく」 「神楽」に由来すると説く第一条の神代起源説を承けた藝能 世阿弥周辺において形成された説と考えられる。表氏は、 「申楽」(さるがく)と命名したことを述べる右の説は、 秦河勝に演じさせた六十六番の物まねを、 の用例の表記を精査している。 応永二十五年までに相伝したと見てよい伝書の用 「猿楽」表記と異なるこの説を主張し始めたのがい 神儀篇の著述が、 序に述べたように、この説の特徴は「さるが 「申楽」 なかでも神儀篇では全用例がそれに該当 約二十種の世阿弥伝書すべてを対象に、 表記への関心がうかがわれないこ 応永二十五年以後に行われた可 その結果、 世阿弥以前の 「神」字の旁 応永二十年 例

に『風姿花伝』完成以後の著述である『拾玉得花』『習道書』の用推定されている条々にも「申楽」と表記した例が見えること、第二に、『花鏡』現存本のうち応永二十五年以前に世阿弥が著述したとそれに対し、表氏がこの結論の断定を控えた直接の理由は、第一

能性を指摘している。

例には これらの現象は先の表氏の調査結果ととくに矛盾しない。 仮名表記も見られるが、「申楽」表記がないわけではない。 と示していよう。 『風姿花伝』との表記との差は、 かに後年である。また第二については、 その奥書が記された応永三十一年頃であり、 はそのとおりであっても、『花鏡』現存本が実際に書写されたのは 生じたことにあった。 きの用例が 部として執筆されたのは、 上述したように、 申 楽 「申楽」 表記が案外少なく仮名書きが多いことから、 したがって、 命名説以前を示すとは言い切れないとの懸念を しかし考えるに、 応永二十五年までに書写した伝書と現存本 応永二十五年以後と見て差し支えない 「申楽」 「申楽」 『拾玉得花』『習道書』には 表記への意識の有無を歴然 命名説が考案され神儀篇の 第一については、 同二十五年よりもはる 著述時期 それに対 つまり 仮名書

年六月奥書)の頃より現れるようになることから、 成立時期も、 神儀篇の成立時期でもあると、 をその上限であると考え、 える「風姿」 を含む『風姿花伝』全体の完成時期について表氏は、 つまり、 このことは、 表氏が躊躇した説を以上のように検討すれば、 同じく応永二十五年以後と推定される。 の語が、 現存する神儀篇全体の成立にもそのまま当てはまる。 他の世阿弥伝書では 同年から応永三十年頃を、 やはり断定を躊躇しながらもひとま 『至花道』(応永二十七 応永二十七年頃 一方、 同書書名に見 同書とともに 同篇全体の 神儀篇

と考える。

定範囲 伝 ず L 然ではないと考えている。 伝 その理由である。 であったと推定している。『至花道』を含め、 者は右表氏説と異なり、 伝書に字音語造語を多用する特徴が見られることに対し、 $\overline{+}$ の推定をしている。 たがって、 には世阿弥自身が後補した箇所を含めてその特徴がないことが 五年以後一、二年の間に絞られると考える に用いられ、 は、 表氏説と異なり、 神儀篇の成立時期、 その後 「風姿」 しかし、 応永二十七年六月 『至花道』 の語についても、まず完成期の 今なお筆者はそのように推定しており、 『風姿花 『風姿花伝』 及び「申楽」命名説形成時期の推 等にも用いられたと見れば不自 伝 完成期とともに (『至花道』 完成時期 その頃からの世阿弥 気につい 相伝期) 『風姿花 『風姿花 ż 応永 以 筆 前

神儀篇の著者の問題(

――「申楽」命名説の典拠と学識的背景

である。 著作と内容や執筆態度に相違があることから世阿弥に仮託した後代 上げられてきたのは くない荒唐無稽な内容の背景に、 ·偽書であると述べている。 儀篇の成 吉田東伍 立時 期の問題と並んで、 (一八六四―一九一八) は、 同篇が世阿弥自身の著述かどうかという問 それに対し表章氏は 序に述べたように学識がうかがわ その成立の経緯に関して取 同篇は世阿弥の その世阿弥らし 他 の .照

> スが、 大和猿楽円満井座の伝承を少々加筆したものであると推測している。 るのではないかということについて考証する。 ように著者の問題が指摘されている「申楽」 べている。これも大いにありうることと首肯される。 表氏は同時に、 世阿弥が何らかの知識人に委嘱して編んでもらった猿楽由緒説に、 れることに注目し、 そこにこれまで指摘されてこなかった何らかの学識が見出され 「申楽」 世阿弥の文章とは異質であり、 の意味を 同篇の 神儀篇の文章は純粋な世阿 「楽しみを申」などと述べるユーモアのセン 「申楽」 命名説について、 別人物の発想ではないかと述 命名説に引き続き注目 .弥の著作ではなく、 その附会の巧妙さ 本節ではこの

世阿弥 であろう 撰述した最古の字書『説文解字』 の説の典拠として挙げうるのは、 は 旁に分ける発想の上に立っている点である。 これに関して着目したいのは、 漢字の素養、 一人で発想しえたとは考えがたい。 とくに 神 字の構成に関する知識が必要であり、 の 中国後漢の許慎 「申楽」命名説が漢字一字を偏と 次に引用する巻一「神」 そのような特徴をもつこ このような説をなすに (生没年未詳) が

申ん 神 訓 読 天 の聲 ② 神 神 茁 天 神 [萬物者也] 萬物を引出する者なり。 從 示 聲

示」

に從ふ

「天神。

上上告告告告完所会容容会会会<

天主氣を降し以て萬物を感ぜしむ。故に萬物を引出すと言ふな[訓読]臣鍇曰く、申は即ち引なり。疑ふらくは聲の字多し。

味に 右には 伝 述した説解について「故言引出萬物也」と言うのも、 河神 がこのように 「申」の 字を形声文字ではなく会意文字と解していた。 申 の意味が 意味が反映されていると見たからであり、 神 字の声符 「引也」と示されている 「申」の意味を "引き出す" (「申即引也」)。 「神」 徐鍇 字の 徐鍇 の の 上 意 繫 は 意

楽」命名説の発想の下地となっている可能性が高い。『説文解字』とともにその注釈『説文解字繋伝』も、神儀篇の「申り」と、やはり「申」の意味に言及することと通ずる。よって、であると述べる点は、神儀篇が「すなはち、楽しみを申によりてな

記 『古今韻会挙要』の五山版応永五年(一三九八) 関屋俊彦氏により指摘された鎌倉時代中期の天台山王神道書 解字』「神」字条の説を用いた、 等を挙げることができる。しかも日本中世の文献には、 あった岐陽方秀(第六節に言及)による『碧巌録』 また『説文解字』「神」字条を引用した例として、 字』本文としては、 を用いた説が複数見出される。 一鈔』や、 『説文解字』「神」字説は、 の次の文はその一例である 一条兼良の『日本書紀』神代巻注釈 同書及び『繋伝』を含む同書注釈を摘録した 日本中世の文献にも、 世阿弥周辺で参照された『説文解 猿に関する附会説も見出される。 刊本が知られる。 『日本書紀纂疏』 注釈『碧巌録不 世阿弥と交流の その引用やそれ 右の『説文 『耀天

ヲ篇ニシテ神ノ字ヲ作タレバ、神ノ文字ヲバ申ニ示ト申也。ササルニシメスト申ス文字ニハ示現ノ示ヲ用ルナルベシ。其示文字キ、シメスト申ス文字ニハ示現ノ示ヲ用ルナルベシ。其示文字普の黄帝ハ……其臣下ニテ蒼頡大臣ト聞シ人ハ……黄帝ノ勅ヲ昔の黄帝ハ……其臣下ニテ蒼頡大臣ト聞シ人ハ……黄帝ノ勅ヲ

領大臣将来カヾミテ、山王ノ御事ヲ造タル文字也。 〔タ〕ヲ示シ給ハンズレバ、其由ヲ文字ニ作リ顕サントテ、蒼レバ神ト申ス文字ハ、山王ト申サンズル神ニ……サルニスガ

書 する発想がやはり『説文解字』をふまえていることは疑いない。 であるが、 右は中国の文字発祥説に基づく説でもあり、 一十六年 これは同書 にも次のように見える (一四一九) 二月の 猿 へ の 神 所会説は、 字の説解を日吉山王神道の神猿に附会した説 講説を記述し 世阿弥と同時代の天台僧良遍の応 た 漢字を構成要素に分割 日 本書紀巻第 ま 聞 永

右では け 獮猴の譬喩から に 申 Ź は Ö 字の 説文解字』 神 和訓に猿を結びつけ このように、 字の要素 二心 0) 申 神 概念を導き出し、 世阿弥活動期前後を含んだ日本中世の文献 字に基づく説が散見さ から猿を連想させ、 た附会説が含まれる。 神道 の神の本性と結び 禅に伝わった六窓 n 神儀篇の な かに 中 は う

> 字書の教養を要する説を伝えていた必然性も見出しにくい。 楽 命名説は、 を総合すれば、 も見出せない。 世 た附会説は鎌倉期にすでに見えていた。 ての神道説が見出されることには、 能性が考えられる、 結びつける発想は、 くことが確実視されると同時に、 これらの説との関係はいま措くが、 (ただしこれらの説そのものとは限らない) このように、『説文解字』の 阿 四 八) 命名説 弥が 中 が、 以後であり、 知識人が世阿弥に協力して考案したと考えられ、 楽」 識字率が低かったはずの世阿弥以前の猿楽の役者が 学識の場という視点からいずれ 神儀篇の種々の由緒説のなかで少なくとも 表記を行うようになったのは応永二十五 それらのなかに、『日本書紀』神代巻注釈とし "耀天記』 『日本書紀巻第一 猿楽を「申 神 その旁である「申」 注意すべきであろう それが中国の字書の学識に基づ 字の説解を「猿」と結び 楽」と書いたそれ以前の文献 しかし、 を参照したものである 聞書」 の説に近い 先述したように の 0) 和訓に猿を 類の附会説 かなど、 中 つつけ おそ 可

神儀篇の著者の問題(二)

三

らくは執筆も行ったと見てよかろう。

―文体及び太子の呼称に着目して

節に述べたように、「申楽」命名説は知識人の学識によって

前

文体としての特徴を正確に位置付けることが前提となろう。また、 摘している。表氏のこれらの指摘は、 が五例見えるのは 及する場合 阿弥以外の人物の手になると述べている。また、世阿弥が太子に言 と言えるかどうかは、 に関して示唆を与えている。 の人物の手になる文があると推測している。 なったと言えるが、 「短文主体のきびきびした」『風姿花伝』他篇とは異なる文体を、 命名説をなす学識を有する知識人のそれとしてふさわしい 「聖徳太子」と称するが、 世阿弥とは別人物の手になるからであるとも指 表章氏は、 実際にそれに該当する文を具体的に吟味し、 ただし、表氏が言及する右の文体が 神儀篇にはそのほかにも世阿弥以外 神儀篇に「上宮太子」の呼称 たしかに神儀篇の著者の問題 すなわち、 神儀篇 世 0)

まず、第三条の第一段・第二段は次のとおりである。

たちにうわにして玉のごとし。 [第三条第一段] 水のをりふし、河上より一のつぼながれくだる。 三輪の杉の鳥小のをりふし、河上より一のつぼながれくだる。 三輪の杉の鳥一、日本国においては、欽明天皇の御宇に、大和泊瀬の河に興

日域にきゑんありて今現在す」と云。〔同第二段〕みどり子のいはく、「我はこれ、大国秦の始皇のさいたんなり。是、ふり人なるがゆえに、大裏に奏聞す。其夜御門の御夢に

段・第五段、 考えれば了解しやすい 体が漢文に習熟した世阿弥の協力者の知識人によって執筆されたと 楽」命名説が『説文解字』の知識に基づくことと併せて、第三条全 「云々」等、 則 同条の全体にわたっている。とくに「天下おさまり、国しづかな を示している。この文体的特徴は、 ……と云」等の語句を含む点は、 右の文において、 (第四段) 等の対表現、また「則、 神と崇めて」(第六段)、 第一節に引用)にも該当し、 漢文訓読体に多用される表現が見えるとともに、 表氏が述べた特徴とともに「ごとし」、「いはく 「守屋はうせぬ、と云々」 それが漢文訓読的文体であること 続く「申楽」命名説(同条第四 たのしみを……」(第五段)、 必ずしも短文ではないが 0) 則 中

ないなかで、

第三条には、

とりわけ表氏が指摘した神儀篇の文体面

またこれらの検証・考察と同時

ように、

神儀篇全体が表氏が注目した文体で貫かれているわけでは

の特徴が際立っているためである。

推測したい

に、

逆に、

どの文が世阿弥自身の執筆したものであるかについても

外の条々に分けて考えたい。

察するために、

神儀篇各条の性質の違いに留意し、第三条とそれ以

まず第三条に注目するのは、

後述する

たがって、本節ではこの問題について、

個々の文に即して検証

· 考 し

が右の文体と相関関係にあるかどうかを検証する必要があろう。

「上宮太子」

の用例についても、

神儀篇のどこに見えており、それ

それに続く部分に次のように見える 子」の呼称は 子」の呼称を用いたことを証すると言つてよい。また他の二例は、 「上宮太子、末代の為、 えている点にも注目したい 「申楽」 く第四条の冒頭の文に見える一例だけである)。 とりわけその二例 命名説に見え(「上宮太子、天下すこしさはりありし時……」、 表氏が世 その用例五例のうち四例が、 .阿弥とは別人物の手になると指摘した 神楽なりしを……」)、その知識人が「上宮太 (第三条以外の例は、 右に述べた第三条に見 後述するように、 「上宮太 続 は

名付く。 崇めて、 海に出づ。 て、 人間にかはれり。 たてまつり、 彼河勝 摂津国難波の浦より、 [第三条第六段 今の代に霊験あらたなり。 国豊也。「おうきにあるゝ」とかきて、大荒大明神と 播磨国坂越の浦につく。 欽 この藝をば子孫につたへ、化人跡をとめぬにより 朝 諸人につきたゝりてきずいをなす。 敏 メ達・ 用明・ うつほ船にのりて、風にまかせて西 崇峻・推古・上宮太子につか 本地毘沙門天王にてましま 浦人舟をあげて見れば、 則 神と 形

方便の手にかゝりて守屋はうせぬ、と云々。〔第三条第七段〕上宮太子、守屋の逆臣をたいらげ給し時も、かの河勝が神通

これらは大和猿楽やその周辺の伝承と解され、

世阿弥に協力した知

筆者は、 える。 筆したのがその知識人であったことを示していると見てよかろう。 呼んでいることから、 れらは漢文体的特徴であると言ってよい。 両条は相互に対をなすとも言うべき、 天竺に此道は初る也」とあり締め括りの表現が類似しているように はそれぞれ とも右の文に続いて由緒説が具体的に示され、さらに両者の末尾に ありしに……」とあって、両者の構文は近似している。 は、しゆだつ長者、 天下とこやみに成りしに……」とあり、 は るとともに、その人物が知識人であることをも示していると考える これらがすべて、世阿弥ではなくその協力者による著述の特徴であ が見出され、「上宮太子」の呼称がそこに集中的に用いられており 識人が考案した話とは考えがたいが、そこで太子を「上宮太子」と このように、 また文体面では、 「神代のはじまりと云は、天照太神、 第一条に「……と、云々」の表現が見えることと併せて、こ 世阿弥ではなく知識人であったと見るべきではない 「其時の御あそび、中楽のはじめと、云々」、「それより 第三条には、 第一条・第二条にも注意したい。第一条冒頭 祇薗精舎をたて、供養の時、 第三条の前の文と併せて、これらの文章を執 漢籍の学識と併せて漢文訓読体的文体 技巧の勝った文体であると言 天の岩戸にこもり給ひし時 第二条冒頭には「仏在所に したがって、これらの執 釈迦如来、 しかも両者 御説法

疑問が残る。表氏が神儀篇の学識のあらわれと述べた記紀や『賢愚ただしこの両条は、内容的に、知識人の考案によったとするには

らも、 岩戸説話や藝能の由緒説の写しまたは翻案であり、 あらかじめそれらの説の情報を得ていたからではないか。 名説が両条の説話内容を踏まえているのも、 知識人が文章にまとめたのではないか。 たがってこの両条の説話は、 大幅に変形されており、 話ではあるまい。 紀」「中世神話」 経 条の天岩戸説話は、 命名説以外の文と同様に、 に基づく脚色は、 天台宗寺院常行堂の藝能に関する由緒説の一類であろう。 -に属し、 35 第二条の天竺起源説も、 原拠の指摘としてはそのとおりであるが、 記紀の記述に合わないいわゆる 「後戸」の語を伴う仏教説話であることか 少なくとも当時最高の知識人が考案した 大和猿楽に縁の深い寺社に伝わった天 世阿弥が提供した既成の説を用いて また、 『賢愚経』の説話内容が その人物が世 第三条の 第三条の 「中世 「申楽」 阿弥から 日 中 命 L 本 第

同篇の全体がそのような文体で一 次の第四条第一段の文がそれにあたる 月氏・晨旦 因縁をまもり 单 -楽延年の記を叡覧なるに、 平の都にしては、 日 [域に伝るきやうげんきぎよをもて、 魔縁を退ぞけ 村上天皇の御字に、 貫しているわけではない。 先 b 福祐をまねく。 神代・ 仏在所のはじまり 昔の上宮太子の御筆 # d 讃仏転法輪 楽舞を奏す たとえ

ば

このように、

神儀篇には漢文訓読体的な整った文体が見られるが

 τ あらたなるによて、 の人なりけり。 六十六番申楽を紫宸殿にて仕。 その比、 彼河勝より此申楽の藝を伝る子孫、 是はかの氏安が妹むこ也。 村上天皇 其比 申楽をもて天下の御祈禱可為と 紀のごの守と申人、 これをもあひともな 秦氏安なり 才智

て申楽をす

うに、 空の書物であることはいま問わない)。 線部 b) 由緒・ このなかで、 述したとは考えにくい が混在しているのが右引用文であり、 e f t 禱のため秦氏安と紀権守に猿楽を勤めさせたとの説明部分 体裁が整つておらず、どこからが引用であるのかが曖昧である 言わんとしているようではあるが、 しているらしく、 有している。 dとともに対 (または三句対) 知識人の筆を思わせる漢文訓読的な文体とそうでない文体と 縁起類の叙述として明快であり、 は、 挿入文が繰り返され、 神儀篇第一条の神代起源説と第二条の天竺起源説を指 先に知識人の考案によると推測した傍線部a しかし、 それらが 直前の「先、 「申楽延年の記」 表現を用いた漢文訓読体的な特徴を 説明が入り組んでいる。 直後と自然につながらず、文の 神代・仏在所のはじまり」(点 後文の、 全体をその知識人が一人で著 その間 の内容の一部であると 村上天皇が国家の祈 の傍線部で (点線部 このよ d 上記

そのなかで、 先述した神儀篇における「上宮太子」 の残りの 例

n

ば

玉

おだやかに

民しづかに

寿命長遠也と、

太子の御筆

とを示唆しているのではないか。 が、 名説と同じく、 が多いことは、 述があるという「申 捏造的な性質に通ずることである。 命名説と共通し、 が と見られている。 は る(「天下おさまり、 「申楽」と結びつけられている点が、 右の 同篇以前にこれに言及した資料がなく、 民しづかに、 a部分に見えている。 こ の 世阿弥に協力した知識人の考案に係るものであるこ しかもその仮託・架空である点も、 これについて注目すべきは、 寿命長遠也」) 国しづかなり」前掲)。 上楽」 「申楽延年の記」 の国土安穏・寿命長遠の効用 「上宮太子の御筆 が 「申楽」 さらに、 なる書物の説が、 知識人が考案した このように両者に共通点 命名説にも示されてい 太子仮託の架空の書物 「申楽延年の記」に記 「上宮太子」の呼称 Ó 申 楽延年 同説の附会 (「国おだや 申 中 Ó 楽 記 命

び じて勤めさせた』との素案を執筆したが、「ほ」 があるという 記 σ σ σ 説明 既 これらから推 先の文は異なる文体が混在する結果となったのではないか つける文言や、 成の伝承、 (右引用文点線部b・ 大陸の除魔招福の藝能に由来し国土安穏・寿命長遠の効 「申楽」を、 すなわち神代・天竺起源説を 温測すれ 秦氏安やその妹聟の紀権守が猿楽の藝系にあると ば、 村上天皇が天下の祈禱のため秦氏安に命 その e • f 知 知識人は、 を書き足したために、 世阿弥がそこに大和猿 ″太子 「申楽延年の記」 の 『申 楽 第 延 」と結 四 年 甮 0)

な

第四条の第

一段の執筆者は両人のどちらとも判断しがたく、

第三 いるから、 一段は円満井座内部の話題であり、 執筆者は世阿弥であろう。 (型) 太子を 「聖徳太子」 と呼んで

とに注目したい さらに、 第五条には次のように 「しかれば」 の 語が見えているこ

園正舎の吉例也。 縁をしづむ。 こない給をりふし、 その間に、 [第五条第一段 南都興福寺の維摩会に、 食堂にて舞延年あり。 食堂前にて彼御経を講給。 外道をやわらげ、 講堂にて法味を すなはち

当代において、

平の御祈禱也。 宮寺におい 大和国春 て [第五条第二段 日興福寺神事おこなひとは、 四座の申楽 年中の御神事初也 月二日、 天下泰 同 五

には、 すると、 と訳すことができない例があることを指摘している。{ヨ〉 用法にも注意される。 測する根拠の一つとしているが、 と述べ、それを同篇全体を編んだのが世阿弥とは別人物であると推 表章氏は、 「しかれば」 通常の用法のように 興福寺の維摩会に延年があるために一 神儀篇には世阿弥が多用する の 用例が見える。 表氏は、 "だから" しかも、 世阿弥の藝論の 実際には神儀篇には右のように "であるから" 右の 「しかれば」 「しかれば」 一月の神事猿楽がある 「しかれば」 "ゆえに" 右の例を検 0) 用 は、 例が の 用例 なない

いか。

「は、この「然ば」も、世阿弥独特のやや変と述べているわけではなく、この「然ば」も、世阿弥独特のやや変と述べているわけではなく、この「然ば」も、世阿弥独特のやや変と述べているわけではなく、この「然ば」も、世阿弥独特のやや変

物の執筆の跡を留めていると言える。 漢籍に秀でた知識人であり、 てよかろう。 の各猿楽の座と参勤先を記した第六条は、 その前後がその人物による文であることを示している。 条・第四条に見える「上宮太子」も、 V 疑いない。とくに第一条から第三条までは、その全体がほぼその人 同人に協力した知識人の着想のみならず、 さわしいことを意味している。 整った文体であることが認められ、 直したということになる。 h に習熟した知識人であり、 いう点から注目した神儀篇に特徴的な文体とは、 、ては、 だ説明や構文の不整合が含まれているのであろう。また、 以上のように、 知識人の素案に世阿弥が書き足しを行ったために、 これを要すれば、 表氏が世阿弥と別人物の手になるのではないかと 「申楽」命名説を考案した人物としてふ 本節の最後に、 ただし最終的に世阿弥がそれをまとめ 神儀篇の素案を執筆したのは漢文・ 神儀篇の著述にあたって、世阿弥が そのことは、その別人物が漢文 その知識人による呼称であり、 しかし、第四条・第五条につ 世阿弥が書き加えたと見 その筆力も借りたことは 神儀篇のどの部分が知識 漢文訓読体的な なお、 入り組 第三 近畿

について、筆者の推定をまとめておく。微細な点についてはなお検人の手によっており、どこが世阿弥自身によるまとめ直しであるか

討を要するが、大筋は以下のとおりであると考える。

天竺起源説は、天台宗寺院常行堂等、大和猿楽に縁の深い寺社に伝第一条・第二条――知識人の著述。ただし両条の天岩戸説話及び

わった由緒説の写しまたは翻案

しまたは翻案。の考案による。他の段の秦河勝説は大和猿楽やその周辺の伝承の写の考案による。他の段の秦河勝説は大和猿楽やその周辺の伝承の写第三条――知識人の著述。第三段の「申楽」命名説もその知識人

い。第三段は全体が世阿弥の加筆。阿弥の加筆が入り交じる。第二段の執筆者はどちらとも判断しがた阿弥の加筆が入り交じる。第二段の執筆者はどちらとも判断しがた第四条――知識人の素案に世阿弥が手を加えている。第一段は世

第五条――第一段は知識人の著述。第二段は世阿弥の加筆

第六条――全体が世阿弥の執筆。

四 第三条の主題と形成

――猿楽始祖の秦河勝と仮面藝能猿楽創始者の太子

説が綴り合わせられた条と見られている。それでは、その人物は同まの形で跡を留めたと考えられる神儀篇第三条は、とりわけ種々の前節に見たように、世阿弥に協力した知識人の文章がほぼそのま

い る。^④ 勝 それに第七段の守屋平定譚 $\widehat{\mathbf{C}}$ 仕 条をどのように構成し、 畄 説 第三条は、 自 が揃うことによって、 河 その面から同条の構成を見ると、 説 勝 藝能者説・「申 大和猿楽が始祖とする秦河勝の伝説として構成され 第四段・ 全体として何を示そうとしたのであろう 楽_ 第五段の上宮太子指揮下における藝 その伝説のひととおりの顚末が整い、 $\widehat{\mathbb{D}}$ 命名説 = B)、 が附載される 第一段から第三段までの 第六段 (A・C・D本文は 0 河勝荒 神 能 説 勤 河 7 か

に

第三節に引用、

Bは第一節に引用

大明 子の 子御 るが、 たものであろう。 第四段以下の説とは素材が別個であることを示唆している。 となって秦姓を下賜されたことが述べられる。 う上演の場所名は 泊 申 これらを素材面から見ると、 瀬 楽 作の 神 河勝荒神説 御作の鬼面 の河に漂着した秦始皇の再誕の降人であり、 欽明朝を舞台とする点は、 命名説 (本地毘沙門天王) 孫に伝えた後、 面を用いたとする点は、 (河勝藝能勤仕説、 Ĉ 六十六という藝の番数 があるとする、 秦氏の伝承や大和猿楽の藝態を反映している。 は、 流離して播 として崇められ 本地垂迹思想を基盤として、 河勝出自譚 (A) В 大和猿楽円満井座の伝えに着想し 先祖秦氏安より伝来した「聖徳太 推古朝の上宮太子統治時代を記す 磨国坂 については再々述べたが、 越 「橘の内裏紫宸殿」とい 当地 浦で奇瑞をなし 既成の伝承と見られ では、 を豊かにしたと叙 宮中で育ち、 河勝: 一勝が が大和 大臣 太 申

> あろう。 平定譚 座系猿楽が崇める宿神と同一であろう。 述する。 を統合して構成し、 在していたことは間 の先祖と称される河勝の、 と見られる。 おける勧 との関係を示している。 $\widehat{\mathbb{D}}$ 同 明神は、 請神であり、 このように第三条は全体として、 も河勝の超人的事蹟であり、 首尾が整った秦河勝伝説一箇条に仕上げたの 違いなく、 伊 ・藤正義氏の推 服部幸雄氏の指摘のとおり、 常人とは異なる伝説的経歴や猿楽 しかし、 世阿弥に協力した知識人が種々の 測 のとおり秦氏 本来各々別個の説として 同条末尾に附載される守 大和猿楽における一 世阿弥が称した秦氏 祖 大和 神 0) 居住区 の円

説の ているのは、 能との関連性を説いて猿楽の祖神であることを直接示す、 勝伝説に登場すること自体は不自然ではない ここでは河勝ではなく、 その描きかたが他といささか異なるのではないか。 て知識人が考案したと推測した れた河勝像を説くことにあると言えるが、 このように同条の内容の基調は大和猿楽の始祖としての神格 勝 眼目であるにもかかわらず、 世 ではなく 「阿弥に協力した知識人は、 藝能の催しを発案し六十六番の面を制作した太子であ 「上宮太子」 太子の比重が大きいことである。 「申楽」 市 そこで神格に近いあつかいを受け 太子の藝能による統治を主題とし 楽 に重点を置いて、 命名説 そのなかで第二節にお が。 (上記B) この説が 注意すべきは、 申 太子が だけ 河勝 連の 楽 化さ の は 命 河

河 る

Ł

名説を創作したと見られる

が、『風姿花伝』序文に「申楽延年のことわざ、 名が、 伝説の合間に描き込まれたのではないか 行った猿楽の実質的創始者として、大和猿楽の始祖とされた河勝 面の作者と伝えられた太子が、 であったからこそ、 によること、第二に仮面藝能であることであったに違いなく、 世阿弥が実質的に自身の藝系と認めえた条件は、 すると認めるには、 の意味はあるにせよ、 代へだいりぬれば、 或は仏在所よりをこり、 神儀篇第一条・第二条では猿楽の起源が神代や仏在所にあると説く ように、この二箇条は、 主役とされたのか。それについて注意すべきは、 それでは、 「申楽」 なぜここでは大和猿楽の伝承の基調から離れて太子が (猿楽)という藝能の創始にほぼ等しいことである 其風をまなぶちから、およびがたし」と述べる 第四条に説かれているように円満井座伝来の鬼 具体性や現実性が希薄であった。それに対して それらを世阿弥が自身の継承した猿楽に直結 或は神代より伝るといへども、時うつり、 太古の起源説として冒頭を飾る権威として 仮面制作のみならず藝能の命名を 其源を尋ぬるに 太子の 第一に秦氏の血統 「申楽」命 そう 0

が整った秦河 応永二十五年 b て創作した 以上を総合すれば、 勝伝説を編み、 「申楽」 (一四一八) 世阿弥と面識のあった一知識人は、 命名説をつなぎ合わせて、 前後に、 円満井座の太子御作の面の伝承に基づ 秦氏の種々の伝承を統合し首尾 秦氏が伝える仮面 おそらく

段)

藝能としての大和猿楽の創始説と言うべき、 第三条の内容を仕上げ

たのであろう

質は、 終的に修訂した時に新たに付けたものであったと見る余地はあろう。 氏や伊藤正義氏によって指摘されてきたことである。 たものであって、 篇本の見出し たと見られることからも、 打って見出しを付けた可能性は、 おりであろう。 案が、表向きは大和猿楽の伝承の体裁をとつていたことも、 ずることはできない。 で見てきたように、世阿弥に協力した知識人の創作を含む同篇の実 ことであり、 云」とする神儀篇の見出しを、 れる五篇本系諸本(本稿も原則的にこの本文に依拠する)では 題でいま注意すべきは、 る四篇本系本文の成立上の位置付けについて附言しておく。この問 さらに附言すれば、 なおここで、 当初から「聞書」 その それが原『風姿花伝』の本文であった可能性が、 一節がなくても前後の文脈が十分つながる記事である 「聞書」はその素案の状態が何らかの事情で跡を留 かつてより議論されてきた『風姿花伝』の異本であ したがって、 神儀」 表氏は ただし、 現 在 ではなかったため、 という篇名は、 否定はできない。 その知識人が世阿弥の 『風姿花伝』の主要伝本として用いら 世阿弥が手を加える以前の同篇の素 四篇本系諸本では「聞書云」と作る 申 その人物が附会説の作成者であつ 楽 命名説の後半部 その後世阿弥が全体を最 したがって、神儀篇 この見出しを原形と断 しかしこれま 聞 (第三条第五 書」と銘 そのと 「神儀

定である。 以前に、 と述 定すべき理由はとくにないと考える 起因すると見れば了承しうるものであり、 が考案した説と、 その一 増補の しかし本稿のこれまでの推測からは、 節を増補する以前の原神儀篇が存在していたとの想 可能性を指摘している。 既 『成の伝承を素材とした前後の説との質の違いに つまり、 右のような原神儀篇を想 右の現象は知識人 応永二十五

五. 桃 祝源瑞仙 「申楽」 『史記抄』 は 「神楽」 にうかがわれる世阿 の藝系である 弥の の猿楽観

楽 された く表氏が関連資料として注目した、 のであろうか。 の著述の意図について考察する。 成立の問題を取り上げてきたが、 本稿ではこれまで、 滑稽列伝所載の 表記を嫌う意識があったと述べているが、「『 命名説の眼目であったろうか。 「申楽」 表章氏は、 命名説は、 話の内容を参照しつつ、 神儀篇の成立時期や説の形成、 猿楽の役者に獣の 世阿弥にとってどのような意味があった 以下の節ではそれを承けて、 第一に、 本節ではこの点について 桃源瑞仙 知識人の協力を得て考案 「猿」字を用いた の撰述に係る 考えてみたい。 はたしてそれが 執筆者など、 『史記 同篇 同 猿 申

> 的研究においても知られるようになった。 蔵室翁から聞いた話であるとする、 学者の森末義彰氏により能楽研究界に紹介されて以来、 (一三六一— (現代日本語訳は後述)。 四 四四 と世阿弥との交流を示す資料として、 その内容は次のとおりである 瑞仙が方秀門下であった 能楽の専門 日

況於猿哉。 訛者甚矣。 那。 阿 (巻十六 常在不一 本是神楽也。 呼我輩為猿楽、 「滑稽列伝」 一師座上笑談、 人或従省作申、 第六十六、 不足言之、 且供禅寂 標点引用者) 其変成申 爾来転申成猿 噱 楽 云 猶

#

右の 説が神儀篇の を指摘する点に重点があると解し、 容であるが、 「嘗云」 以下は、 表氏は次のように、 「申楽」 命名説と矛盾すると述べている 世阿弥が方秀の許で禅僧に向かって話した内 その内容が 同時に、 中 「猿楽」 楽 表記に対 0) 表記

来は それがさらに と言うのも根拠がない。 素直に読めば 「猿楽」 「神楽」 と呼ぶのは甚だおかしいことだ。 なのだが、 「猿」と書かれるようになったもので、 世 間の言葉 「神」の字を人が略記して「申」と書き まして (=用字) 「猿楽」 には訛誤が多い。 などとんでもない。 それを変えて 誤りも甚 我々を 本

が

3

留め 弥の次世

たこの逸話は

東福寺を本拠地とした禅僧岐陽方

世 書

뎨

代の五山僧である桃源瑞仙

(一四三三—一四

[八九)

命名説と較べると〕本来は 点は大きな矛盾である。 たはずのことであるが、 だしい』と世阿弥は主張していたことになる。〔神儀篇 は甚だおかしいとの点も、 「申楽」と書くのは根拠がないと言う 「サルガク=申楽」説の根底にあつ 「神楽」だと言う点は共通し、 「猿楽」

の — **~……についても〟ほどの意を表す)連詞である。それをふまえ、** 後に係って個別の場合を提示する(一種の仮定、*……については* しかし右の文の解釈について再考するに、「其変成申楽、 連の文を私に現代日本語訳すれば、 「其」は 「猿楽」を指す代詞ではなく、 次のようになる。 「其れ」と訓み、 猶無憑 直

神楽なのです。 ないのに、ましてや『猿』とは何たることでしょうか。本来は 形して『申楽』とすること〔についても、それ〕でさえ根拠が どいものです。我々を『猿楽』と見なすなどは〔ひどすぎて〕 して『申』と改め、 指摘する値打ちもないほどです。〔『神楽』の『神』の字を〕 [現代日本語訳] ある時 しかも禅の悟りの場に大笑いを提供することがあっ [世阿弥が] 人々のなかで一 世阿弥は……平生、 その後 言った、 〔いつの間にか〕『申』字が変えられ 部の人が 「世間でのことばの誤りはひ 不二和尚のもとに寄って [『神』字の偏を] 変

> て『猿』と書かれるようになったのです。 誤りでないはずがあ

りません」と。

ないと考える。 ざけるような語気になったにすぎないのではないか。とりわけ *我が藝能はもと神楽なりき*の一点を強調するあまり、 とばであり、その点で根拠があると言っているのであろう。『申 楽」表記に対する考えそのものが、 が強く否定したとは考えにくく、 話の場で、 楽」表記には根拠がなく、まして「猿楽」ではない〟と言ったのも 「申楽」よりも「神楽」 記することについて述べたものと解したい。つまり、「猿楽」や 前提とした言辞であり、「神楽」という表記を変じて「申楽」と表 下文の、 右では 「猿楽」を 「変じて」の下に置かれる賓語が省略されているが、これは 本来この藝能は神楽である(「本是神楽也」)という主張を 実際の世阿弥の考え以上に「申楽」や「猿楽」表記を遠 「神楽」に直結させる効力をもつ「申楽」 のほうがその由緒を直接に示す本来的なこ この談話時における世阿弥の 神儀篇と矛盾していたわけでは 表記を世 即席の談 阿 中

まり、 江樂始于日吉、 にも注意したい。そこには桃源瑞仙の評として、 しかも、表氏は言及していないが、『史記抄』 近江猿楽は日吉社ではじまったのだが、 皆日本之神樂也」 (思うに、 ともに日本国の神楽であ 大和猿楽は春日社ではじ 「蓋和樂始于春日 のこの逸話の後文

理解していたからこそ、 世阿弥の談話の重点が、 目、 た話に基づいた文であるが、 本の神楽であると述べる点である。 という文が記されている。 このような評を行ったのであろう 猿楽を 注意すべきは、 瑞仙 「神楽」 が 瑞仙も、 2別の機会に別の人物 と結びつけることにあると 大和猿楽と近江猿楽を 蔵室翁から伝聞した から 聞

及せず、 ける権威ある根拠となったのではないか® であることを主張するきつかけとなったか、 説 関連を繰り返す点に注意される。 1) あらためて神儀篇の が、 0) そのようにとらえられる『史記抄』の世阿弥の逸話をとおして、 少なくとも世阿弥にとって、 「神楽なりしを」 にどの程度の意味を込めたのかはいま明らかにしえな 「申楽」 「神楽をわくればなり」と、 命名説を読み直せば、 作成者であった知識人がこの附会 この説は猿楽が あるいはその主張を助 「猿」字には言 「神楽」 「神楽」との の藝系

ようになった応永二十五年 にしたものと推測される。 う意識を非常に高めたことが、 伝 永三十一年二月までの間であったろう。 系にあるとする思想の支えとし、 **.**風姿花伝』 の逸話を 以上のように、 完成期の世阿弥が、 神儀篇の 世阿弥は 申 その時期は世阿弥が 楽 (一四一八) 「申楽」命名説を、 明らかになる 命名説と併せ考えることにより、 猿楽が それを親しい禅僧たちの間で話題 以後、 桃源瑞仙 「神楽」 岐陽方秀が没した応 猿楽が 中 0) 『史記抄』滑稽列 藝系にあるとい 楽 「神楽 表記を行う の 藝

神儀篇における仏教性・神道性の対比と

六

春

日

の神事の重視

- 『風姿花伝』序文への階梯としての

張し、 あろうか。 儀篇を最終的にまとめた世阿弥はそれにより何を説こうとしたの ことは疑いないが、 素も含まれる。 には神道のみならず仏教に関する記述も少なくなく、 であった。 上に見たように、 神儀篇の しかし、 本節ではこの問題について具体的に考えたい。 神儀篇において宗教性がその読解の重要な鍵を握 中 その宗教的記述は相互にどのように連関し、 世阿弥は猿楽が 既述したことがらからも明らかなように 楽 命名説も、 猿楽を神道と結びつけうるも 「神楽」 の藝系であることを主 神仏習合的 同篇

誕説 土安穏 日本国性)、 条の神道性に対する第二条の仏教性、 に関連する外来性・日本国性の両方が示されている。 狂言綺語」 神儀篇には、 に対する神楽の藝系を引く仮面藝能 荒神説 寿命長遠の 第四条の狂言綺語としての猿楽 云々、 (外来性、 猿楽の仏教性・神道性とともに、 外来性) が祈禱 本地垂迹説すなわち神道に対する仏教の優 (日本国性)、 に対する、 第三条の秦河勝の秦始皇帝 第 日 五条の興福寺維摩会の 本の国家行事としての 中 (「月氏 楽 両者の性質と密接 創始 辰旦・ 先述した第 (神道: |域に伝

等、すべての条々にわたり、それらが対比的に述べられている点に六条の近畿各地の猿楽の奉仕先としての寺社名(神道性・仏教性)の年(仏教性)に対する春日大社の二月の神事の猿楽(神道性)、第

特徴があろう

外来性や仏教性の叙述の多いことは、 摩会延年の説など、 σ 的にまとめた神儀篇に見出されるこの説の展開は、 る猿楽の藝能的役割と効能の主張へと落着している。 仕する大和猿楽の神道性の強さ、 維摩会の 猿楽の参勤先が春日大社であるとする、 本国性にそれほどこだわっていなかったことを思わせる。それに対 者の均衡を保った対表現的な記述も見られるが、 L 言えないのではないか。 として、そのような猿楽の両義性や両者の対等性を説いているとは 「申楽」 シ藝系にあるとする同人の主張と通い合つている。 神儀篇のこの仏教性・外来性と神道性 世阿弥が書き足したと見られる第五条後半及び第六条は、 天竺起源説及び秦河勝伝説を介して、 の創始とその国家行事への藝能勤仕へと説き進み、 「舞延年」 また、 神儀篇全体の展開も、 世阿弥の協力者の素案と見られる部分に猿楽の の説を挟んで、 第三条の河勝伝説や第五条前半の興福寺維 天下泰平を祈禱する日本国におけ 最後には、 その人物が猿楽の神道性 神道的な内容である点に注 まず神代の神楽から説き起 日 次第に日本の仮面藝能 本国性の対比には 春日大社の神事に奉 ただし、 さらに、 猿楽が 世阿弥が最終 同篇全体 興福寺 完成形 神 大和 楽 日 両

> b 除してはいないが、 は、 付けは確定しえないが、 したように、 儀」と付され神道と結びつけられていることにも注目したい。 と見られる神儀篇 権威ある既成の伝承に基づく、 またそれが同人の最終決定としての篇名であったろう。 四篇本に見られる (現存五篇本) 同人が神儀篇で最終的に強調したのは 同篇を 「神儀」と名付けたのは世阿弥であ 「聞書」 では、 外来性・仏教性の勝つた説を排 その篇名がほかならぬ の見出しの文献学的な位置 猿楽の 世阿弥 先述 神、

も、次のように見出されることである。 番日社の神事との関係の主張は、神儀篇だけでなく、同じく『風姿春日社の神事との関係の主張は、神儀篇だけでなく、同じく『風姿をれに加えて注目すべきは、大和猿楽のこの神道性・日本国性や 神道性・日本国性であったと解すべきであろう。

御宇に、 仍さ かの 来 学ぶ力、 夫、 諸 は神代より伝るといへども、 人快楽のため、 和州 代々の人、 河勝の遠孫、 申 楽延年の事 及びがたし。 聖徳太子、 江州の輩 風月の景を仮て、 この藝を相続ぎて、 六十六番の遊宴を成て、 業さ 秦河勝に仰て、 両社の神事に従ふ事、 近比万人のもてあそぶ所は、 其源を尋るに、 時移り、 此遊びの中だちとせり。 且は天下安全のため、 春日 世隔たりぬれば、 或は仏在所より 今に盛なり。 申楽と号せしより以 日吉の神職たり。 推古天皇の 起り、 〔以下略 其風を 且は 或

されている

の神職」 が神儀篇をとおして主張しようとした猿楽の国家行事の 在所より の効能や、 とりわけ注目される。 を示す一方で、 しかし、 た、 頭に見えることをはじめ め」の行事として河勝が ていない。 秦河勝の超人性への言及がなく、 この序文は、 仏教性・外来性と神道性・日本国性の均衡を保つた記述も含む 「申楽」 起り、 となり神事に参勤しているとして、 また、 大和猿楽の春日社と強く結びつく神道性が、 「申楽延年の記」を想起させる 外来的 或は神代より伝る」と神儀篇第一条・第二条を承け 命名説を除けば神儀篇第三条の内容を反映せず、 太子統治期以下の記述において、 『風姿花伝』序文には、 仏教的側面が褪色させられている点には 「申楽」 神儀篇の内容と重なりが多く、 を勤め、 必ずしも同篇全体の要約にはなっ その遠孫が その日本国 「申楽延年」 このように 「天下安全のた 春日 性・ 端的に表明 藝能として の 「或は仏 世阿弥 神道 語 日 が 吉 冒 性

であり、 が内裏での 道 の藝系であることを示した時点が、 識されていた猿楽の仏教性・外来性に配慮しつつ、 性 - 儀篇は、 \exists そうであるからこそ春日社の 本国性を猿楽本来の性質であると説いた伝書である。太子 仮面藝能を企画し、 このように、 世阿弥が大和猿楽やその周辺にお 申 楽 猿楽という日本国の藝能 「天下泰平」 と命名してそれが それとは逆の神 の 神事を勤める 神、 の起 て認 楽、 点

> では、 印を押しつつ、 たとも考えられるが、 になったのであろう。 二十年代半ば はないか。 姿花伝』序文の著述に直結する、 基盤を塗り替える形で作り上げ、 こととなったー 主張を支え、 猿楽の 大和猿楽の性格をそのように位置付けることが、 「神楽」 (一四一八頃) 春日の神事との緊密な関係を示すこと、 神儀篇の主張の核をなすに至ったと言えよう。 この新しい大和猿楽の来歴物 少なくとも結果的に世阿弥のそのような新 との関係をそこまで強調するものではなか 申 楽 の世阿弥にとって何ら 命名説は、 最終的な神儀篇の主旨だったの 大和猿楽に神道性 知識人による創作の 語 を、 かの理由で重 日 旧 これが 来の 本国性の烙 由 『風 永 Ċ 0)

神儀篇著述の動 機と背景 0) 端

七

Ŋ

翁猿楽と春日社参勤 の重 視 の意

が示された動機とは何であったか。 応永二十年代半ば 姿花伝』 性格付け、 以上に見たように、 に いて考察する 序文に端的に示され、 春日の神事と結びつけた一篇であった。 <u></u>四 神儀篇は大和猿楽を 一八頃) 同書完成へと収束したと見られるが に至って、 最終節である本節では、 「神楽」 新たにそのような思想 その思想が の藝系であると その 『風

に注目すべきは、 『風姿花伝』 は、 大半が翁猿楽ではない 脇

第

弥

京都の足利将軍家文化圏を主要な経済的基盤としていた世阿

か つ た^② 座 あり、 神儀篇及び先述した 0) 高まった猿楽の神道性・日本国性への意識は、 ばも翁猿楽を示唆している。 日 由緒を述べ、 主に念頭に置いていることである。 能以下の 本藝として標榜するというかたちであらわれている。 の長が担う藝であり、 頭の 春日・日吉の それにもかかわらず、 能の藝の在りかたや心構えを説いているにもかかわらず、 《翁》 第五条に春日興福寺の神事すなわち薪猿楽における春 (呪師走り) 「御神事」 『風姿花伝』序文の前半部に限って、 世阿弥のような能役者が勤めるものではな を取り上げていること等から明らかで しかし、 や 応永二十五年以後の世阿弥におい 「神職」という信仰性の強いこと それは、 春日社頭の 第四条に《式三番) 翁猿楽を自身の藝系 《翁》 は原則的に 翁猿楽を の 7

ていると言える

神事 春日社のそれだけとなったことである。 の修二会離脱 含む猿楽参勤の廃絶により あった点が注意される。 史実を踏まえたものであろう への奉仕を述べ神道性を強調するのは、 それが大和猿楽の春日社参勤の重要性の認識と一体 すなわち世阿弥若年時における両金堂への翁猿楽を これに関して想起すべきは、 同薪猿楽は寺院内での翁猿楽を闕き、 神儀篇が大和猿楽の春日 この興福寺参勤の変遷 興福寺薪猿楽 0 で

述されたとは考えがたい。 三十年以上を経ており、 神儀篇が その薪猿楽の実態の変化を強い動機として著 しかも 大和猿楽の興福寺修一 法会や神事からいささか離れた 一会離脱からすでに

> もない。 とって、 の大半は、 勧進猿楽をおそらくきつかけとして の在りかたを考えるほうが、 実際、 奈良の春日社に奉仕する猿楽よりも、 室町文化が形成されたそのような環境を、 世阿弥が応永六年(一三九九) 実質的に重要であったことは言うまで 『花伝』に書き続けてきた内容 の自身の京都竹ヶ鼻 京都を中心とした能 如実に反映し

場からの、 が、 弥の姿勢があらわれている。 神儀篇著述と相前後する世阿弥の衆人愛敬説、 まで続いた。 との影響であったと推測される。 であった足利義持が、 た世阿弥の、 上演の場の都鄙を問わず、 伝 楽を重視するようになったのか。この問題に関して注目すべきは、 では、 鑑賞者を世阿弥が意識するようになったのは、 四]]三—) 奥義篇後半部を中心とした論である。 それを別の角度から見れば、 応永二十年代半ばに至って、 活動の方針の転換も示唆されているのではないか。 その情況下、 視野の拡がりや思想的な深まりがそこにうかがわ に入る頃から義持の晩年にあたる応永三十年 田楽新座の能役者増阿弥を破格に厚遇したこ あらゆる鑑賞者を尊重しようとする世阿 世 阿弥が それまでは足利将軍家を最重視してい そこには観世座の統率者という立 増阿弥の活躍は、 世阿弥はなぜ春日社での 将軍家とその周辺において観 そこには、 すなわち『風姿花 当 「時の将河 応永二十年代 観客の貴賤、 軍家当 れる

V

奥義篇後半部には 諦観 世 |座がかつてと同 るいは見きわめを生じたとしても決して不自然ではない 様 それをうかがわせる文言が次のように見える。 での活躍の場を見出すことは難しいという一 種

たとひ、 に合ふ事あるべし 万一少し廃るゝ時分ありとも、 ふつと道の絶ふる事はあるべからず。 天下に許されを得たる程の為手も、 田舎・遠国の褒美の花失せずは 道絶えずは、 力なき因果にて、 又天下の時

らは、 世阿弥は義持政権期をとおして、 らためて春日興福寺との関係の強化に努めたなどの事情が反映され 和猿楽を春日社参勤の座と明記したことから、 ではないか。 とした、 なわち国の最高権力の下で再起すべく、 えられよう。 や開拓を試み、 近 !の役者としての立場を脱していない。 必ずしもその名目にこだわらず、 この時期の世阿弥の方針が、 そのようにして、 そして、 その方面の活動に力を入れるようになったことが考 神儀篇に春日興福寺という具体名を挙げ、 また政権が変わった時に「天下」す 少なくとも形の上では 右の文言にあらわれているの 雌伏し座を持ちこたえよう 都以外での演能の場の確保 しかし応永二十年代半ば そこに 世阿弥が 将軍家 大 あ 側 か

> 站 図

時

同

この点に関して同時に注意すべきは、 神儀篇では、 当時の将軍 家

7

いると想定することも可能ではないか

らは、 増阿弥属する田楽に対する差別化を図ったという事情があったの はないか 同篇が翁猿楽を中心に据えることと、 翁猿楽は言うまでもなく田楽とは異なる猿楽の専門藝であったが、 している(『世子六十以後申楽談儀』序等)。 楽に言及し、 の執筆と推定される前半部では、 周辺において猿楽と同様に重要であった田楽の話題 の一 かも触れていない点である。『風姿花伝』 0) の世阿弥が、 つ `事情による現象の両面ではないか。 神儀篇でも田楽について記述するのがむしろ自然であろう。 は、 世阿弥出家後の講話でも田楽の能役者や起源を話題 田楽ならぬ猿楽について説くことであり、 大和猿楽の本藝である翁猿楽の存在意義を強調し 猿楽とは異なると述べながらも 田楽に言及しないこととは 世阿弥のそれらの態度 奥義篇の義満政 神儀篇著述の意 につい そこには て 晩 Ŋ 画 期 さ

観たことである。 地としていたが、 別当坊猿楽の場でもある。 位は守りたいとの思いを起こすことは十分にありえたろう。 が義持の増阿弥愛好を実感したことは疑いない。 弥を含めた猿楽の催しに臨んだ後日、 年九月及び二十四年八月に義持が奈良に下向し興福寺を訪れ さらに参照すべきは、 世阿弥が右の折に、 神儀篇著述をやや遡るこの機会に、 松岡心平氏が指摘するように、 増阿弥率いる田楽新座も古来奈良を本拠 京都はともかく興福寺での 条院において増阿弥の 一条院は薪猿楽の 興福寺関 応永一 右の 二十三 区係者 興 阿

はないか。 福寺演能は、神儀篇の内容との関連においても、注意してよいので

ないか。 を守り でなく なわち足利義持の増阿弥厚遇を背景としてこそ、 篇の内容は、 にあらわれているものと見たい このように、 模索することをも考え始めた 春日興福寺をはじめ、 逆境に陥った観世座の対策として、 応永二十年代半ばにおける世阿弥を取り巻く情況、 翁猿楽奉仕と大和猿楽の春日社参勤を重視する神儀 都以外の地域における演能活動の場 それがこの神儀篇の内容 世阿弥は、 了解しうるのでは 京都ばかり す

結語――『風姿花伝』における神儀篇の意義

同篇の各条、 前後に発案 神儀篇は 柄について、 従来説とは異なる結論 表章氏の説を中心とした従来説を再考し、 事 力した特別な ・柄について、 以上に見てきたように、 『風姿花伝』完成直前の応永二十五、六年(一四一八、一九) より明確な結論を得た。 個別の説に即した具体的な検証・考察を行った結果 著述されたと推定される。 またその伝書としての性格について、 篇であったことは、 または従来説において明確ではなかった事 神儀篇の成立時期・著者等の文献学的な 少なくとも それらを以下にまとめれば それに何らかの知識人が協 従来行われていなかった 「申楽」 同篇に関する 命名説が

能である。

神儀篇は、 義持の増阿弥厚遇という情況を反映している可能性がきわめて高く、 阿弥は、それに手を加えて全体をまとめ直した。 の関係保持などに目を向け始めた世阿弥の事情をうかがうことが可 とのなかったそれ以前の在りかたを根本的に見直し、 たと言える。そこには、 阿弥の意向や方針に著述の端を発した、 ての効用を主張している。 に、 への翁猿楽奉仕を大和猿楽の根本の勤めと位置付け強調するととも 篇であるが、 の漢文に秀でた筆力が、 それを既成の大和猿楽の伝承と統合し由緒説として編んだその人物 『説文解字』に関する知識・教養に基づくことから明らかであり、 「申楽」命名説を根拠として、 太子・村上天皇の故事を根拠として日本の国家行事の藝能とし 相対的に逆境に陥った大和猿楽観世座の棟梁としての世 そこで同人は、 将軍家の傘下での演能活動に疑問を挟むこ 第三条を中心にあらわれている。 それは応永二十年代に入る頃からの足利 猿楽が 興福寺薪猿楽の一環としての春日 「神楽」 相当に意図的な書物であつ の藝系であるとする それが現存本神儀 春日興福寺と ただし世

過程の思想があらわれている点では、同篇は『花伝』『風姿花伝』の類ではなく、応永二十年代半ばの特別な情況下における一種の猿楽観の提示であり、あらたな猿楽の伝統・来歴の説の構築であった楽観の提示であり、あらたな猿楽の伝統・来歴の説の構築であった楽観の提示であり、あらたな猿楽の伝統・来歴の説の構築であった

史研究、 この から8 神楽なれば」とあり、 当代の今に至るまで、 0) その後も続いた。『世子六十以後申楽談儀』 らくは漢才に秀でた貴族またはそのような出自の出家者であろう。 附会の巧妙さから見れば、 その候補からは外れると見てよい。 ある岐陽方秀は、 が高いことを指摘しておく。 察を要するが、 の場合にもこのような性格をもつ同書の史料性には注意を要する。 の他篇と基本的に変わるところがない。 伝達が精 を有し、 0 神 世阿弥が著述の協力を得た知識人の具体像については今後なお考 義教政 話は、 - 儀篇の最大の主張である猿楽の神道性と春日社参勤 神儀篇と同じく興福寺薪猿楽の春日社 :事の謡い物にも 『日本書紀』注釈あるいは神道説にも親しんでいた可能 民俗学等の資料として用いられることは序に述べたが、 杯という水準を大きく超える教養の持ち主であり、 権期 神儀篇著述期またはそれ以後の作であろう。 いま言えることとして、 『日本書紀』や神道説とは縁が薄いことからも 自 [身の佐渡配流を題材とした謡い物集の最後に収 「十二大会の始めにも、 永享八年の奥書を有する『金島書』 目前あらたなる、 定型文の作成やいわゆる 世阿弥との交流が知られている禅僧 またその漢文訓読体の文章力や その人物が漢文方面の学識 神道の末ぞ久しき」とある 神儀篇が藝能史研究や説 頭 この遊楽をなす 0) 6 冒頭には 《翁》 「中世神話」 を取り上 この の重視は 「申楽とは 所収の 謡 事 o, げ が 0) 次 Ź 話

てもはたらいたことをうかがわせる。係においてさらなる不遇に陥った最晩年の世阿弥の精神的支柱とし

の成果の一部である。 付記:本稿は、日本学術振興会科学研究費助成金(研究課題番号:15K02232)

注

1

- 花伝』 指 三十八号、 阿弥の能楽伝書『花伝』花修篇の性格と相伝に関する問題」『演劇研究』 と題する書物として現存する。 第 される。 後に『風姿花伝』という新しい書名を冠して最終的成立を見た書物と推測 主体とした)に、 たその前身としての第一次『花伝』(年来稽古篇・物学篇・問答篇の三篇を 藝論の冷え・さび・無文」『藝能史研究』第一○八号、 九八一年所収 九六九年一月、 消摘し、 『風姿花伝』は、応永七年 次 掲出表氏稿及び小論参照 へ」『文学』隔月刊第一巻第六号、二○○○年十一月、 『花伝』の後に著述されたと見られる花修篇・別紙口伝が 筆者もそれを承けて関連考察を行った。 右三篇及び神儀篇・奥義篇は 二〇一五年三月、 重田みち 世阿弥自身が大幅な書き足しや再編成を行い、 日本文学研究資料刊行会編『謡曲 「初期三書から『花伝』 (一四○○)にいったん完成し弟四郎に相 その他 この著述の経緯については表章氏が最初に 「足利義持時代の美意識 『風姿花伝』の諸篇として伝わり、 へ、『花伝』から 表章 ・狂言』、 二〇一五年一 「世阿弥」 等諸考察。 『花伝』 月 注 第
- (3) 表章「世阿弥の伝書とその芸論」、『能の伝書と芸論』、岩波講座 能・(2) 能勢朝次『世阿弥十六部集評釈』、岩波書店、一九四○年、一三七頁。

録され

た事実は

、和猿楽の神道性と春日

社参勤が、

将軍家との

狂

Ⅲ、岩波書店、一九八八年、三二頁

- 「「大下屋。 一九六九年七月、『金春禅竹の研究』、赤尾照文堂、一九七○年、二六五―としての「猿楽史」であると述べる。伊藤正義「円満井座伝承考」、初出(4) このほか伊藤正義氏は、神儀篇を、大和猿楽が誇る「円満井座の由緒」
- 通理解となっている。
 ものであるとの見かたが、能勢朝次注釈(注(2)を参看)等、大方の共ものであるとの見かたが、能勢朝次注釈(注(2)を参看)等、大方の共
- 6 性合戦状』の背景」同六月、 の伝書の場合」、 牧野和夫「中世の太子伝を通して見た一、二の問題(1) 初出一九七四年十月、『大和猿楽史参究』、 能民信仰の研究』、岩波書店、 神論」、初出一九七四年十月―一九七五年二月、ともに『宿神論 岩波書店、一九三八年。服部幸雄「後戸の神」、 猿楽研究』、和泉書院、一九九五年、 九九〇年三月、 下記をはじめとする諸論考。 九八五年二月一三月 天野文雄「翁猿楽の成立をめぐる諸問題」、 初出一九八一年三月、「無明法性のこと―覚書―『無明法 『翁の座 『中世の説話と学問』、 二〇〇九年、所収。表章「多武峰の猿楽」、 能勢朝次「翁猿楽の発生」、『能楽源流考』、 所収。 -芸能民たちの中世』、平凡社、 岩波書店、 山路興造「「翁猿楽」考」、初出 初出一九七三年七月、「宿 初出一九八三年七月、『翁 和泉書院、一九九一年 二〇〇五年、 -世阿弥、 所収。 禅竹
- 二一─二四頁。 「二一─二四頁。」 「一一二四頁。」 「一一二四頁。」 「一一二四頁。」 「一一二四頁。」
- 『室町ごころ――中世文学資料集』、角川書店、一九七八年、五四九―藤正義「円満井座伝承考」、『金春禅竹の研究』。同「解題 四巻本風姿花伝」勝、『能楽史新考(一)』、わんや書店、一九七九年、所収。同「世阿弥の「サ説、『能楽史新考(一)』、わんや書店、一九七九年、所収。同「世阿弥の「サ説、『能楽史新考(一)』、わんや書店、一九七九年、所収。同「世阿弥の「サン)表章「四巻本『風姿花伝』考」、初出一九六〇年三月、及び一九七九年補

五三頁

- 見解がある。能勢氏上記著書、神儀篇語釈及び「評」。なお注(36)(38) 「一九四〇年、「風姿花伝第四、神儀云」〔神儀篇〕。伊藤正義「円満井座伝承一九四〇年、「風姿花伝第四、神儀云」〔神儀篇〕。伊藤正義「円満井座伝承考」、『金春禅竹の研究』、二七二一二七四頁。また「辨散楽」については、「関係に対する記紀の投影は能勢朝次氏、賢愚経の説話との関係について、「の神儀篇に対する記紀の投影は能勢朝次氏、賢愚経の説話との関係については、「の神儀篇に対する記紀の投影は能勢朝次氏、賢愚経の説話との関係につい
- (40) をも参看。
- (1) 表章「世阿弥の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号、阿弥の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号、三一頁。(1) 表章「世阿弥の伝書とその芸論」、『能の伝書と芸論』四八―四九頁。「世

一節及び第三節

- 12 開陳してきたが、言葉を選び、 用者により、〔 〕内は引用者による補注である。以下同じ。 ことをも勘案しての遠慮した結論なのである」(二八頁)等。 以後の可能性が強いとの発言に止めるのが無難であろうと思う。 こなかったはずである」(二六頁)、 以下の記述等。 表章「世阿弥の「サルガク=申楽」 次節〔同稿第四節「「申楽」説の発想は世阿弥とは別人か」〕に述べる 「以上に「第四神儀」 可能性を強調しただけで、そう断定しては 「〔神儀篇成立は〕やはり応永二十五年 [神儀篇] 説をめぐって」『能楽研究』第一八号 成立応永二十五年以降説を なお傍点は引 実はそれ
- い情況が、表氏の成立年代推定の論調に影響していることが読み取られる。て具体性を闕くが、神儀篇著者等の文献学的問題が十分に解明されていなものであろう。この文言は「次節」のいずれの説を「勘案」したかについ 注(12)に引用した表氏文言の後者(表氏稿二八頁)は、それに関する
- 字遣いになるべく従い、他の主要伝本を適宜参照し、段落分けも含め、本底本とし、かつ最も世阿弥の文字遣いに近いと推測されている吉田本の文(4) 本稿に引用する『風姿花伝』本文は、最善のテキストを有する金春本を

稿筆者が校訂したものである。

- $\widehat{15}$ の天竺起源説を指す。その第一条・第二条の全文は以下のとおりである。 どろ焼、 あまのうずめの尊、 天下とこやみに成りしに、 本文冒頭に の御心をとらむとて、 ふみとどろかし、かんがゝりすと、うたい舞かなで給。〔第一条 神代のはじまりと云は、 「神代・仏在所の吉例」が各々第一条の神代起源説・第 すゝみ出給て、 神楽を奏し、 八百万の神達、あまの香久山にあつまり、 天照太神、 榊の枝にしでを付て、声をあげ、 せいなうをはじめ給ふ。中にも、 天の岩戸にこもり給ひし時 ほ 大 条
- 〔第一条第三段〕 其時の御あそび、申楽のはじめと、云々。くはしくは口伝にあるべし。 又明白たり。神達の御面しろかりけり。〔第一条第二段〕

其隙に、 難の才覚、 でを付てをどりさけめば、 御説法ありしに、 を加へ給 ば 仏在所には、 外道、 如来供養を宣給へり。 へば、 舎利弗の知恵、 笛・鼓の音をきゝて、 仏力をうけ、 しゆだつ長者、 提婆、一万人の外道をともない、 御供養のべがたかりしに、 富楼那の辯説にて、六十六番の物まねをし給 御後戸にて、鼓・しやうがをとゝのへ、阿 [第二条第一段] 祇薗精舎をたて、供養の時、 後戸にあつまり、 木の枝・篠の葉にし 是を見て静まりぬ 仏、舎利弗に御目 釈迦如来

それより、天竺に此道は初る也。〔第二条第二段〕

- 後であると考える点は同様である。 頁。同書完成時期の筆者の推測はこの表氏説と異なるが、応永二十五年以所の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号、二二十二三、赤の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号、二二十二三、
- 二二―二三頁。(17) 表章「世阿弥の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号

隔月刊第一巻第六号。なお、これは表氏の成立時期推定説以後の拙論であ重田みち「初期三書から『花伝』へ、『花伝』から『風姿花伝』へ」『文学』

18

- (19) 注(7)を参看。
- (2) 表章「世阿弥の伝書とその芸論」、『能の伝書と芸論』三二・四九頁

 $\widehat{21}$

- 弥・禅竹』、補注二〇。が世阿弥自身の考案によるとはとうてい認められない。表章校注『世阿が世阿弥自身の考案によるとはとうてい認められない。表章校注『世阿の指摘のとおりであるが、そこには初歩的な誤りが見られ、「申楽」命名説の指摘のとおりであるが、そこには初歩的な誤りが見られ、「申楽」命名説の指摘のとおりである。
- (2) 本文は五代の学者徐鍇の同書注釈『説文解字繋伝』(中華書局、一九八七年に拠り、清の道光年間祁巂藻刻本『説文解字繋伝』(『説文解字』小徐本
- の声符)があるのは余計であり、会意文字と見て「従示、申」とすべきだ(3) 右「疑多聲字」は、許慎の説解に「從示、申聲」と「聲」字(形声文字

と述べたものである。

- (24) 『風姿花伝』主要伝本にはこの前後はすべて「たのしみを申によりて」とあるが、吉田本は校註者である吉田東伍が「申」字に振仮名「マヲス」をあるが、吉田本は校註者である吉田東伍が「申」字に振仮名「マヲス」を適合する。神儀篇の文脈からも、この前後を「楽しみを中ぶるによりてなり」と訓み、藝によって楽しみを呼び起こすことを表したと解釈する余地り」と訓み、藝によって楽しみを呼び起こすことを表したと解釈する余地り」と訓み、藝によって楽しみを呼び起こすことを表したと解釈する余地を残すかと考える。
- (25) 『古今韻会挙要』伝本については下記住吉朋彦氏稿参看。「〔元〕刊本系(25)『古今韻会挙要』伝本解題──本邦中世期漢学研究のための」『日本漢学研究のための」『日本漢学研の、『古今韻会挙要』伝本については下記住吉朋彦氏稿参看。「〔元〕刊本系(25)『古今韻会挙要』伝本については下記住吉朋彦氏稿参看。「〔元〕刊本系(25)

- (26) 『碧巌録不二鈔』、普照序「順神」注。『日本書紀纂疏』巻一「神代」注
- ユーモア・サイエンスへの招待』、新曜社、二〇一〇年。(27) 関屋俊彦「能・狂言と日本の笑い」、木村洋二編『笑いを科学する-
- (28) 続群書類従、第二輯下所収本文に拠り、標点等、表記の一部を整えた。
- る。ただし一部に表記を変えた箇所がある。(29) 伊藤正義監修『磯馴帖 村雨篇』(和泉書院、二○○二年)所収本文に拠
- 経第四八冊、二五頁上。六の窓を備えた建物中に一匹の猿がいれば、外か一獼猴。外有人喚云狌狌,獼猴即應,如是六窓俱喚俱應。」(大正新脩大蔵舉仰山問中邑:「如何是佛性義」。邑云:「我與爾說箇譬喻。如室有六窓中安

 $\widehat{36}$

らの喚びかけに応える声は六つの窓すべてから聞こえるが、その声は一つ

である、

の意)。

- 三〇一三一頁。(31) 表章「世阿弥の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号、
- 御門きどくにおぼしめし、天上にめさる。せいじんにしたがひて、才智おり。 第三条第六段・第七段本文は後文に引用。また第三段の本文は以下のと
- の知識人であることを思わせる。 に「太子」と呼ばれていることと異なる点も、やはりこの段の執筆者がそに「太子」と呼ばれていることと異なる点も、やはりこの段の執筆者がて単ここでの「上宮太子」の呼称が、《守屋》の詞章においては太子がすべて単の知識人であることを思わせる。
- (34) 注(9)を参看。
- 分に限定する場合にのみ「磐戸」という。また、記紀には神々が真坂樹に紀』は「天石窟」、『古事記』は「天石屋戸」とし、『日本書紀』は岩の扉部(35) 神儀篇第一条の記紀との関係について言えば、「天の岩戸」を『日本書

- 幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した、及び天鈿女が真坂樹を薹にしたとの記述は見えるも幣を付けて祈禱した。
-) この内容は、『賢愚経』の舎利弗が外道を屈服させた話などに基づく脚色(表章「世阿弥の伝書とその藝論」、『能の伝書と芸論』四八―四九頁)ではあるが、翻案が大きく、全く別の説話として成立している。能勢朝次氏は興福寺維摩会の延年の伝説などと関連がありそうな仏教説話であると述べ、興福寺維摩会の延年の伝説などと関連がありそうな仏教説話であると述べ、興福寺維摩会の延年の伝説などと関連がありそうな仏教説話であると述べ、興福寺維摩会の延年の伝説などと関連があります。
- (37) 服部幸雄「後戸の神」、『宿神論』所収、参照
- 『古語拾遺』との関係については別稿に譲る。と漢文訓読体的な歯切れのよい文体となっている点にも注意したい。なおたり。神達の御面しろかりけり。其時の御あそび、申楽のはじめと、云々」人によった可能性がないとは言えない。同条のその部分のみ、「国土又明白(38) ただし第一条末尾は『古語拾遺』の内容もふまえており、同部分は知識
- 章校注『世阿弥・禅竹』当該文頭注。(3)伊藤正義「円満井座伝承考」、『金春禅竹の研究』二八二―二八三頁。表
- 表氏が神儀篇の説に知識人の手が加わっていると推測した根拠の一つであ注意したい。このように「辨散楽」を踏まえる点が(注(9)をも参看)、とおり『本朝文粋』所収対策文「辨散楽」の発問者と答申者である点にも(の) この話の登場者である村上天皇と秦氏安の組み合わせが、従来の指摘の

b, |十八年秋季大会にて口頭発表)。 また右の点以外にも、 1、弥の藝論にも反映していると筆者は考えている 「辨散楽」の用語や背景にある思想が神儀篇や後 これに関する論は別稿に譲る (中世文学会平成

> 福 さ

41 祐 つまり素案は、 やうげんきぎよをもて、 記を叡覧なるに、「〔申楽延年という藝能は〕 |禱可為とて、秦氏安におほせて、六十六番申楽を紫宸殿にて仕 の都にしては、 をまねく。 と、太子の御筆あらたなるによて、 申楽舞を奏すれば、 おおよそ次のような文だったのではない 村上天皇の御字に、 讃仏転法輪の因縁をまもり、 国おだやかに、 昔の上宮太子の御筆の申楽延年 村上天皇、 月氏・晨旦・日域に伝るき 民しづかに、 申楽をもて天下の 魔縁を退ぞけ、 寿命長遠 福 0

 $\widehat{46}$

 $\widehat{42}$ 口伝、 是なり。 第四条第二段・第三段の本文は以下のとおり。 〈翁面〉、『代経翁〈三番申楽〉、父助、これ三をさだむ。いまの代の式三番 後、 六十六番までは一日につとめがたしとて、 別紙にあるべし。 則 法・報・応の三身の如来をかたどり奉所なり。 第二段 其中を選て、 しき三番の 稲積の翁

秦氏安より、 御神影、 の座也。 仏舎利、 をなじく、 光太郎・金春まで、廿九代の遠孫なり。 是三、この家に伝る所也。 氏安より相伝たる聖徳太子の御作の鬼 〔第三段〕 これ、 大和 画 国円満 春日の

 $\widehat{43}$ ぐって」『能楽研究』 世阿弥の文体の特徴であるとする。 の用例がないと述べたのは、 表氏は、 「されば」「しかれば」さるほどに」の三種の接続詞の多用が、 第一八号、三一頁。 単純な見落としであろう 「世阿弥の なお、 表氏が神儀篇に「しかれば 「サルガク=申楽」 説をめ

 $\widehat{50}$

- 44 当該文頭注及び補注七五 花修篇第一条 『風姿花伝』問答篇第三条「然ば、さるがくの当座に於いても」、『花伝』 「しかれば、 よき能と申は」等。 表章校注『世阿弥・禅竹
- $\widehat{45}$ 世 阿弥の もつとも、 「しかれば_ 表氏はこれらを話題転換と見なし「ところで」と訳しているが の例は、 他例も含めて完全な話題転換の意味とは解

- 例についてはいま具体的に触れないが、 両者の均衡を保った緊密な関係が「しかれば」によって示されている。他 当する一方で、 すべてこのように前後に話題上の繋がりが認められる れない。 ・天下泰平の効用があるという話題において、 この例 春日御社上りの猿楽は天下泰平の祈禱を担当する、 は、 興福寺と春日大社の行事における藝能には 世阿弥の「しかれば」の用例は、 興福寺維摩会が除魔を担 除魔招 という
- ħ ん」といふ文字「はた」なるが故に、秦河勝是なり」等の表現にも認めら 漢文訓読的文体の特徴は、 第三条の「みどり子のいはく……と
- (47) 『世子六十以後申楽談儀』第二十三条に「大和申楽は、 章校注『世阿弥・禅竹』に拠る。 る」と見える。なお本稿における『世子六十以後申楽談儀』の引用は、 河勝より直に伝は 表
- 48 満井座伝承考」、『金春禅竹の研究』所収。 河勝出現の時代とするのが円満井座の伝承に忠実であると指摘する。 伊藤正義氏は、 天王寺系秦氏関連の伝承や禅竹の伝書に拠り、 推古朝 円
- $\widehat{49}$ を記す。 御、 り。これ、 作の鬼面、 神儀篇第四条末尾に、「秦氏安より、 大和国円満井の座也。 ……この家に伝る所也」とあり、 をなじく、 光太郎・金春まで、 氏安より相伝たる聖徳太子の 大和猿楽におけるその伝来 廿九代の遠孫な
- 部幸雄氏によれば秦氏の伝承を反映したと推測される。 の六十六番猿楽などとの関連を思わせ、 して挙げる秦氏の楽人六十六人という数 **楽史参究』** 「六十六番の物まね」 の貴族的猿楽」、『能楽源流考』二三頁。 所収。 服部幸雄 は、 能勢朝次氏が延暦十三年の延暦寺供養の記 「宿神論」、『宿神論』五〇一五 同じく 表章 または表章氏が指摘する多武峰 「多武峰の猿楽」、 「橘の内裏紫宸殿 能勢朝次 『大和 は、 録と 服
- 51 宿神論」『宿神論』 伊藤正義「円満井座伝承考」、『金春禅竹の研究』所収、 所収 及び、 服部幸雄

- $\widehat{52}$ た早い資料である 現存本『風姿花伝』 世阿弥が自身を「秦元清」と署名していることが、秦氏を称し 第三問答篇末尾に見える応永七年 (一四〇〇) 時点
- $\widehat{53}$ こに、 からの三代はその間を繋ぐための名目以上の意味を見出せない点、またそ 治時代へと数代の天皇を飛び越えて直結し、第六段冒頭に列挙された敏達 存在が突出している点にうかがうことができる 本条における太子の重要性は、 本来は推古朝に含めるべき太子の名が挙げられ、天皇よりも太子の この前後の話の筋が、 欽明朝から太子統

62

- 54 しているものがある。 一八五頁 伊藤正義氏の指摘のとおり、 「円満井座伝承考」、『金春禅竹の研究』二八三― 天王寺系秦氏の伝承等に太子譚と深く関連
- $\widehat{55}$ 両条の本文は注 (15) に引用
- 56 同を避けるため、 本に、その篇構成とは別に「上巻」「下巻」と分けた跡があり、それとの混 とにしている 『風姿花伝』の伝本は、 近年筆者はこれをそれぞれ 「五巻本」「四巻本」と呼ばれてきたが、 「五篇本」「四篇本」と呼ぶこ 前者の善
- 57 篇本系に先行する、世阿弥自身による別系統の本であるとしていた旧説を 風姿花伝」、『室町ごころ』所収。もつとも、その後表氏は、 の神儀篇の当初の見出し(五篇からなっていた)にふさわしいとも述べて 収稿補説(3))。またその際、表氏は、見出しの のが四篇本系であるとする説に変更している(上記『能楽史新考(一)』所 五篇本の世阿弥原本から同人が一篇を除き、五篇本系に先行して相伝した 初出一九六〇年三月、『能楽史新考(一)』所収。 表章「「四巻本風姿花伝」考 附 『花伝』七篇の成立をめぐる諸問題』 伊藤正義 「聞書云」が世阿弥原本 「解題 四篇本系が五 四巻本
- $\widehat{58}$ その事情として、 前注に記した表氏の新説などが想定可能である

いる。

59 「世阿弥の 「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号、

- $\widehat{60}$ とは、 ただし、この想定がいまの四篇本系と五篇本系の関係と無関係であるこ 四篇本系諸本も第三条第五段の本文を有することから明らかである。
- 61 三頁。 表章「世阿弥の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号
- 『中世芸能史論考 森末義彰 「桃源瑞仙の -猿楽の能の発展と中世社会』、 『史記抄』にみる世阿弥」、 東京堂出版、一九七一 初出一九七〇年二月
- 63 弥と蔵室翁のどちらの言であるかの判別が難しいが、 を世阿弥の言と見なし、 九七一年。 岡見正雄・大塚光信編『抄物資料集成 なお、 引用文に続く「事自妙法教院禿力而始」以下は、 鉤括弧を付した。 第一巻 ひとまずその前まで 史記抄』、 清文堂、 世阿
- 64 六頁。 表章 「世阿弥の「サルガク=申楽」説をめぐって」『能楽研究』第一八号
- 65 の文と関連が深いことから、 び 見てよかろう。 示した記述「大和国春日御神事相随申楽」 この引用文の内容は、 『風姿花伝』序文の「かの河勝の遠孫・ 神儀篇の最終条に世阿弥当時の猿楽の座の所属を 世阿弥の言に端を発する別経由の説だったと ……春日・日吉の神職なり」云々 「江州日吉御神事相随申楽」、

及

- (66) この引用文直前に「又與余之昔所聞大同少異」(この話も私がかつて聞 た話と大同小異だ)とある。
- 67 とらえがたいものであるため、 付して表記する と結びつけられていることは確かであるが、厳密には明確な具体性を以て 世阿弥の「神楽」の概念は、 神儀篇第一条の天岩戸説話のような神道性 以下本稿ではこの「神楽」の語に鉤括弧を
- $\widehat{68}$ の構成を着想したことから、 「申楽」命名説の創作の際にも、 偶然 猿楽の 「神楽」 「さる」の説明のために に言及することになったとも考 神 字

んじれる

(69) この序文は、表章氏により、当初の『花伝』にはなかった後年の増補と 推測され、筆者も同書完成間近の最終時期に執筆されたと推定している。 孝国語国文学会、一九八一年四月。重田みち「『風姿花伝』奥義篇書き替え 学国語国文学会、一九八一年四月。重田みち「『風姿花伝』奥義篇書き替え の経緯再考——田楽本座の役者一忠の記述及び能の名望論について」『藝能 の経緯再考——田楽本座の役者一忠の記述及び能の名望論について」『藝能 の経緯再考——田楽本座の役者一忠の記述及び能の名望論について」『藝能

75

(70) 表章氏は神儀篇の内容について、本来多武峰の六十六番猿楽と縁の深い(元) 表章氏は神儀篇の内容について、本来多武峰の六十六番猿楽と縁の深い、係は多武峰の説には限らないが(注(50)を参看)、神儀篇著述に用いられ、「多武峰の猿楽」、『大和猿楽史参究』六九―七二頁)。「六十六」と秦氏との関係は多武峰の説には限らないが(注(50)を参看)、神儀篇著述に用いられ、「原篇は多武峰の説には限らないが(注(50)を参看)、神儀篇著述に用いられ、「京社学の大川大学を表別であった可能性は十分に考えられよう。

76

- 所収。(1) 表章「薪猿楽の変遷」第二節、初出一九七七年七月、『大和猿楽史参究』
- 年三月、一九七八年七月、『大和猿楽史参究』所収。(2) 表章「大和猿楽の「長」の性格の変遷」、初出一九七六年二月、一九七七
- と指摘する。 収。表氏は両金堂への猿楽参勤の廃絶を明徳年中(一三九〇―一三九三)収。表氏は両金堂への猿楽参勤の廃絶を明徳年中(一三九〇―一三九三)の、 表章「薪猿楽の変遷」初出一九七七年七月・八月、『大和猿楽史参究』所
- 性」『藝能史研究』第一七二号、二〇〇六年一月。「増阿弥全盛期――常在持の増阿弥厚遇に関する一連の拙稿は以下のとおり。重田みち「初期三書から『花伝』へ、『花伝』から『風姿花伝』へ」『文学』隔月刊第一巻第六号。 東田みち「初期三書の出稿は以下のとおり。重田みち「初期三書がの増阿弥厚遇に関する一連の拙稿は以下のとおり。重田みち「初期三書がの増阿弥厚遇に関する一連の拙稿は以下に述べる衆人愛敬説ならびに義

- ついて」『藝能史研究』第二〇三号、二〇一三年十月。義篇書き替えの経緯再考――田楽本座の役者一忠の記録及び能の名望論に光院の演能の意味」『銕仙』第五三三号、二〇〇五年三月。『鳳姿花伝』奥
-) 奥義篇の完成は神儀篇と同じく『風姿花伝』完成の直前と推定されるがたの前半部には前代の義満政権期に活躍した犬王道阿弥の藝風が意識されていることから、その著述の開始は義持政権期開始以前と見るのが自然でなる。重田みち『風姿花伝』奥義篇書き替えの経緯再考――田楽本座のある。重田みち『風姿花伝』奥義篇書き替えの経緯再考――田楽本座のある。重田みち『風姿花伝』楽成の直前と推定されるが、奥義篇の完成は神儀篇と同じく『風姿花伝』完成の直前と推定されるが、東義篇の完成は神儀篇と同じく『風姿花伝』完成の直前と推定されるが、
- 較して見れば、世阿弥は義持に冷遇されていたという表現は可能であろう。好して見れば、世阿弥は義持に冷遇されていたという通俗説の訂正がさらに強く求められる」とあるが、増阿弥と世阿弥という通俗説の訂正がさらに強く求められる」とあるが、増阿弥と世阿弥と世の許さらに強く求められる」とあるが、増阿弥と世阿弥と世阿弥と社の諸の活動はともかく、義持の時代に世阿弥が冷たくあしらわれていたと演能していることから、「義持の時代に世阿弥が冷たくあしらわれていたという表現は可能であろう。
- (77) 能勢朝次『能楽源流考』一四八○─一四八七頁。
- 『金島書』本文は、表章校注『世阿弥 禅竹』所収本文に拠る。

 $\widehat{78}$